

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令における試験研究及び分析用途に関する暫定措置の期限延長についての事前評価書		
担当部局	経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室 環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン等対策推進室	電話番号：03-3501-4724 電話番号：03-5521-8329	e-mail: gyoumu-ozone@meti.go.jp e-mail: furon@env.go.jp
評価実施時期	平成26年10月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>オゾン層の破壊については、1970年代以降、世界各国でオゾン層減少による環境被害への問題が認識され、1987年にCFC等のオゾン層破壊物質(以下「特定物質」という。)の生産及び消費等を国際的に規制することによりオゾン層を保護することを目的としたモントリオール議定書(以下「議定書」という。)が採択された。我が国は議定書の的確かつ円滑な実施を確保するため、1988年に「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」を、1994年にこれに基づく「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令」をそれぞれ制定し、特定物質の生産規制等を実施している。</p> <p>しかしながら、一部の特定物質(以下「指定特定物質」という。)については、機器の校正に用いられる標準物質や特定物質の代替物質の研究開発等に不可欠であり、試験研究及び分析用途として使用できる余地を残す必要があることから、2014年12月末まで生産規制等の適用除外とされており(2009年第21回締約国会合決定)、我が国においても、同期限の暫定措置として生産規制等の適用除外が認められている。</p> <p>今般、第26回締約国会合(2014年11月)において、現行の指定特定物質が試験研究及び分析用途として不可欠かどうか、当該用途の適格性について再検討が行われた結果、同物質に対し、試験研究及び分析用途の適用除外の期限延長(2021年12月31日)が決定される予定。この決定を受けて、我が国では、今後もオゾン層保護の重要性に鑑み、議定書の的確かつ円滑な実施を確保しつつ、指定特定物質を用いた試験研究及び分析によって得られる社会的便益を確保する観点から、対応する国内担保法の施行令を改正するものである。</p>		
法令の名称・関連条項とその内容		<p>「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令」附則第3項 (改正内容) 試験研究及び分析用途の指定特定物質について、生産規制等の適用除外の期限を2014年から2021年に7年間延長</p> <p>(関連条文) 「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」 第13条 第4条の生産規制の適用除外として、その生産量及び用途に関し経済産業大臣の確認を受けることができる指定特定物質及び特定用途(施行令で指定) 「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令」 第3条 法第13条(生産規制の適用除外として確認を受けること)に基づく指定特定物質(臭化メチル)及び特定用途(貨物の輸出入に際して行う検査)</p>	
想定される代替案	第26回締約国会合の決定は生産規制等の適用除外とされる指定特定物質の暫定措置について期限のみ延長するものであり、指定特定物質等その他の規制内容には及んでいないが、代替案として、我が国における試験研究及び分析用途に用いられる指定特定物質の使用実態を踏まえ、指定特定物質を見直す案について検討を行う。なお、議定書に基づく適切な措置等を締約国に義務づけるウィーン条約において、追加的な国内措置をとることに対して影響を及ぼすものではないと規定されている。		

規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<p>試験研究及び分析用途に用いられる現行の指定特定物質に対し生産規制の適用除外の期限を延長した場合、申請に係る製造事業者の費用が発生する。</p> <p>但し、申請件数が大幅に増加する可能性は低く、事業者のコストはわずかであると考えられる。</p>	<p>現行の指定特定物質の見直しを行ったとしても、試験研究及び分析用途に用いられる指定特定物質が存在する以上、生産規制の適用除外の期限を延長した場合、申請に係る事業者の費用は発生する。</p> <p>但し、指定特定物質数が少なくなることから、ごくわずかながら改正案に比べて費用は小さくなる可能性がある。</p>
(行政費用)	<p>試験研究及び分析用途に用いられる現行の指定特定物質に対し生産規制の適用除外の期限を延長した場合、法及び施行令に基づく規制の執行(申請・検査・監督等)に係る行政機関の費用が発生する。</p> <p>但し、試験研究及び分析用途に用いられる指定特定物質の製造確認申請件数は少数にとどまっており、今後申請件数が大幅に増加する可能性は低いと想定される。</p>	<p>現行の指定特定物質の見直しを行ったとしても、試験研究及び分析用途に用いられる指定特定物質が存在する以上、生産規制の適用除外の期限を延長した場合、規制の執行に係る行政機関の費用は発生する。</p> <p>但し、改正案に比べると指定特定物質数が少なくなることから、ごくわずかながら費用は小さくなる可能性がある。</p>
(その他の社会的費用)	<p>我が国の試験研究及び分析用途に用いられる指定特定物質の生産量は2013年約13.2ODPトンであったが、これは世界全体の特定物質の生産量と比較すると極めて少ないレベル(約0.05%)であることから、生産規制の適用除外の期限を延長したとしても、オゾン層破壊に大きな影響を与えるものではなく、環境被害としての費用は現実的に発生しないと考える。</p>	<p>現行の指定特定物質の見直しを行った場合、試験研究分析用途に用いられる指定特定物質の生産量は更に少なくなるが、左記のとおり、世界全体の特定物質の生産量と比較すると現状においても極めて少ないレベルであることから、環境被害としての費用は現実的に発生しないと考える。</p>
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
(遵守による便益)	<p>現行の指定特定物質について、製造事業者は引き続き2021年末まで生産することができるため、販売機会を維持することができる。但し、実際に生産を行う製造事業者は少数にとどまるものと想定される。</p> <p>公的研究機関においては、法律で定められた環境基準等の分析試験において指定特定物質を引き続き2021年末まで用いることができる。民間研究機関においても、特定物質の代替物質の研究開発等試験研究及び分析において指定特定物質を引き続き2021年末まで用いることが可能となる。</p>	<p>2021年末まで生産することができるものの、指定特定物質の見直しにより生産できる物質が減ることから、改正案に比べて製造事業者数及び製造事業者における販売機会が減る可能性がある。</p> <p>2021年末まで試験研究及び分析用に生産された指定特定物質を用いることができるが、指定特定物質の見直しにより、その試験研究及び分析機関の活動領域が縮小されることから、改正案に比べて公的研究機関における責務が制限されるとともに、民間機関にあっても事業活動の機会が減る可能性がある。</p>
(その他の社会的費用)	<p>直接的な便益は想定されないものの、上記のとおり、試験研究及び分析機関の活動領域の維持により、法律で定められた環境基準等の分析試験や特定物質の代替物質の研究開発等が引き続き推進され、間接的・長期的には受益すると考える。</p>	<p>左記と同様の便益を得ることができるものの、指定特定物質の見直しにより、試験研究及び分析機関の活動領域が縮小されることから、改正案に比べて間接的・長期的には社会・国民生活への受益が減る可能性があると考えられる。</p>

<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係 の分析等)</p>	<p>改正案及び代替案について、製造事業者、試験研究及び分析機関、社会・国民、行政に対する費用負担はいずれも極めて小さい、もしくは発生しないと考えられる。</p> <p>他方、改正案及び代替案により得られる便益について、改正案については、議定書及び締約国会合決定に沿うものであり、試験研究及び分析機関においては、現行の指定特定物質を引き続き入手できることにより公的な責務又は事業活動を維持することが可能となり、ひいてはこの試験研究及び分析により極めて大きな社会的便益を享受することができる。また、製造事業者は試験研究及び分析用途で用いられる場合に限り現行の指定特定物質を引き続き2021年末まで生産することが可能となり販売機会を得ることができる。代替案については、指定特定物質を見直すことにより、試験研究及び分析機関において必要不可欠な指定特定物質の入手が困難となることから公的な責務又は事業活動を遂行することが不可能となり、また、製造事業者の生産及び販売機会も制限することとなり、間接的・長期的には社会的便益が損なわれる可能性があると考えられる。</p> <p>以上の観点から、締約国会合決定を受けた本改正案は妥当であると考えられる。</p>
<p>有識者の見解その他 関連事項</p>	<p>議定書において、締約国は試験研究及び分析用途での指定特定物質の生産量及びその用途を毎年議定書事務局に報告しなければならないとされており、また、技術・経済アセスメントパネル(議定書に基づき設置されている専門家等からなる規制措置の評価委員会)においては、締約国による報告に基づき、試験研究及び分析用途の指定特定物質の生産規制の適用除外措置の現状をレビューすることとされている。このアセスメントパネルの評価も踏まえ、議定書締約国による今般の暫定措置の期限延長の決定がなされている。これまでも、議定書による生産規制等の適用除外措置に関しては、試験研究及び分析用途の指定特定物質が不可欠なものであるとして暫定的に認められており、過去何度かその期限の延長及び対象物質の追加がなされて議定書締約国の決定が行われてきている。</p> <p>今後、試験研究及び分析用途での指定特定物質の世界の生産量が急激に増えるといった事態は想定しにくいだが、仮にそのような実態が締約国から報告及び技術・経済アセスメントパネルの報告により認められれば、議定書上の試験研究及び分析用途の適用除外措置は、締約国により再度見直しが求められる可能性がある。</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>今回の議定書内容で決定する適用除外期限(2021年12月31日)の1年前、2020年末頃に実施する。</p>
<p>備考</p>	<p>試験研究及び分析用途において、個々の指定特定物質の使用量は極めて微量であり、また、個々のニーズの発生は予測が極めて困難である。また、試験研究及び分析用途の指定特定物質の使用に関する社会への便益についても、定量的に示すことは困難であった。従って、本件での費用と便益の考察に当たっては、定量的なデータによらず、定性的な検討を行った。</p>